

駐車監視員活動ガイドライン

【玉川 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	国道466号～ 主要地方道311号	環八通り	瀬田5-41先環八東名用賀出口	玉川田園調布1-4先	8-22	
2	国道246号～都道	玉川通り	駒沢3-1先駒沢交差点	玉川3-1先二子橋	8-22	
3	都道416号	駒沢通り	駒沢公園1番地先駒沢オリンピック公園第一陸橋東側	玉川2-7先	8-22	
4	区道	駒沢公園通り	駒沢1-20先玉川通り駒沢交差点	等々力7-7先目黒通り等々力三丁目交差点	8-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →		重点時間帯	備 考
1	主要地方道11号	多摩堤通り	玉堤1-3先	玉川3-39先	8-22	
2	主要地方道312号	目黒通り	深沢1-1先	玉堤2-15先多摩堤通り	8-22	
3	区道	用賀中町通り	上用賀2-5先	等々力2-34先	8-22	
4	都道427号	旧厚木街道	駒沢3-16先玉川通り新町一丁目交差点	玉川台2-1先環八通り瀬田交差点	8-22	
5	区道	駒八通り	深沢2-19先駒沢公園交差点	玉堤1-11先	8-22	
6	区道	等々力通り	上野毛1-17先上野毛交番裏交差点	奥沢5-12先奥沢駅前自由通り	8-22	
7	都道426号	自由通り	東玉川2-1先	奥沢5-25先	8-22	
8	区道	上野毛通り	上野毛3-23先	等々力7-18先	8-22	
9	区道	砧公園通り	上用賀5-13先	用賀3-8先	8-22	
10	区道	—	新町1-33先	深沢6-24先	8-22	
11	区道	—	用賀1-12先	瀬田3-1先	8-22	
12	区道	深沢中町通り	中町2-9先	深沢5-5先	8-22	
13	区道	サザエさん通り	桜新町1-34先 桜新町1-30先	桜新町1-14先 桜新町1-32先	8-22 8-22	
14	区道	奥沢銀座会通り	奥沢4-1先	奥沢4-27先	8-22	
15	区道	奥沢大蛇通り	奥沢2-1先	奥沢2-11先	8-22	
16	区道	西用賀通り	玉川台1-16先	上用賀5-9先	8-22	
17	区道	丸子川沿い周辺道路	野毛2-5先	玉川2-25先	8-22	
18	区道	九品仏商店街通り	奥沢6-3先	奥沢6-25先	8-22	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	東急線二子玉川駅周辺	8-22	
2	玉川通り周辺	8-22	
3	環八通り周辺	8-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線周辺(駒沢通り・駒沢公園通り)、重点路線周辺(NO.1～NO.10)	8-22	
2	東急線用賀駅、奥沢駅、自由が丘駅、上野毛駅、等々力駅周辺	8-22	
3	東急線尾山台駅を含むハッピーロード尾山台及び周辺	8-22	